

半田市議会議員勉強会実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会会議規則（昭和43年半田市議会規則第1号）第158条第4項の規定に基づき、半田市議会議員勉強会（以下「会議」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(内 容)

第2条 会議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務、地方行財政等に関すること。
- (2) 議会運営に関すること。
- (3) その他行政に深く関わる社会課題に関すること。

(実施方法)

第3条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

3 会議は、全議員が出席するものとする。

(出席要求)

第4条 会議は、議長が必要と認めるときは、前条第3項以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第5条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。